

まん延防止等重点措置期間の終了に伴う  
施設利用及び事業・イベントの実施に係る対応方針

令和4年3月18日  
草加市新型コロナウイルス対策本部

まん延防止等重点措置期間の終了に伴い、市内公共施設の利用及び事業・イベントの実施については、次のとおりといたします。

1. 対象期間

- ・令和4年3月22日(火)～

2. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市（委託業者を含む。）が実施する事業やイベント

3. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用を通常運用に戻します。  
ただし、施設利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（令和3年11月29日改定）」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。